

石川県立田鶴浜高等学校仮設校舎の賃貸借

仕 様 書

1. 趣旨 令和6年1月1日の能登半島地震により、甚大な被害を受けた校舎の補修に長期間を要すると見込まれ、復旧工事完了までの代替として仮設校舎を設置する。
本仮設校舎は、生徒、教職員にとって安全で良好な環境を確保することを目的とするものである。
2. 賃貸借の概要 ①仮設校舎 約 2,621 m²
 渡り廊下 約 30 m²
 ②上下水道、ガス、電気の引き込みにかかる手続きおよび工事
 ③仮設校舎建設に支障をきたす箇所の既存施設の撤去
 ④実施設計・監理業務及び申請手続き
 ⑤①～③に係る解体復旧一式
3. 設置場所 石川県七尾市上野ヶ丘町地内（石川県立田鶴浜高等学校敷地内）
4. 契約期間 契約の日から、令和10年7月31日まで
 設置期限は、令和9年3月31日まで
 リース期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 解体撤去は、令和10年7月31日まで

5. 工事内容 本工事は、賃貸者が石川県立田鶴浜高等学校敷地内へ仮設建物を設置し石川県（以下、賃借者）が借り受けるものとする。賃貸借物件の中には、建築工事のほか、外構工事、電気設備工事、給排水・衛生設備工事、空調設備工事、その他図面に記載のある備品類を含む。
6. 建物の安全性 建物の構造、強度、安全性等については、建築基準法など関係諸法規を守り、賃貸者の責において、教育施設として支障の無いものとする。
7. 瑕疵担保 建物使用期間中に雨漏りや漏水が発生した場合や、教育施設としての通常の使われ方で破損が発生した場合は、速やかに補修を行なうこと。
8. 保守管理 賃貸借期間中は、常時連絡の取れる（24 時間）コールセンター等のサービス及びメンテナンスを迅速に行なえる体制を確立し、契約時に報告すること。
9. 保険等 工事期間中（設置・解体期間共）は、火災保険、工事保険、労災保険に加入すること。又、賃貸借期間中は本体部材の火災保険に加入し、その負担は賃貸者とする。
（本体部材以外に係る保証は賃借者が火災保険に加入するものとする）
10. 建物の解体撤去 賃貸借期間終了後は、安全を十分に考慮した工事計画を策定し、賃借者の承諾の上、設置した全ての物を解体撤去し、杭、地盤改良、基礎を撤去した箇所等はグラウンドと同種の土砂を用い埋め戻し転圧を行い整地すること。
11. 賃借料について 対象物件の設置にかかる費用、リース品、解体工事費用等を算出し、その総額に消費税を加算したものを賃借料（契約金額）とする。
12. 支払い条件 契約金額をリース期間の月数の均等割り（円未満の端数については、最終支払い分に加算）とし、支払いは毎月翌月払いとする。すべての建物が完成し引渡1ヶ月経過後から開始とする。
13. 延長短縮 賃貸借期間を延長短縮する場合は、1ヶ月前までに賃貸者へ申し出ること。また、短縮する場合においては、残賃貸借料金を支払うこととする。その場合、残賃貸借料金には、短縮期間分のリース料金は含めないとする。延長した場合は、再リース料金のみの支払いとする。
14. 公租公課 賃貸借物件に公租公課等が課税されたときは、賃借者の負担とする。
15. その他の条件 ①建物の寸法、構造については各メーカー仕様による。但し、建築面積について

は、計画図面の面積以上とする。

- ②賃貸借期間中のリース品（建物・設備機器・備品等）の保守点検は、賃貸者の負担とする。但し、キュービクルと消防設備については、別途とする。
- ③契約後速やかに地盤調査及び敷地測量を実施し、実施設計図面や書類を作成し、賃借者の承諾の上、工事を行うこと。
- ④建設業許可を有すること、また、本店、支店、営業所で一級建築士事務所登録をしていること。
- ⑤仕様書にない事項や、参考図面と現場が異なる場合には、賃借者と協議して決定する。
- ⑥設置工事期間及び賃貸借期間中に賃貸者の原因による瑕疵が発生した場合には、賃貸者の負担により即時に修繕等の対応をしなければならない。また、その際に賃借者への連絡を密に行うこと。
- ⑦賃貸借期間中における復旧工事の工程に伴い、【参考】図面のとおり賃貸借物件の解体・改修を行う可能性を含む。

1 一般事項（基本事項）

1. 本仕様、図面に記載のない仕様については、賃貸者の責任施工とする。（図面のモジュールの変更は可能とする。）また、賃貸者は仮設建築物等の建築に必要な法定手続き、消防法の届出等を行うものとし、その費用は賃貸者の負担とする。
2. 仮設建築物等は、社会通念上周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮するとともに、建築基準法及び建築基準関連規定に適合するものであること。また、仮設建築物等の設置及び撤去を行う際には、建設業法、建設リサイクル法その他関連法規を遵守すること。
3. 室内空气中化学物質について（VOC等）
VOC等濃度を下げる施工方法を提案し、かつ設置完了前に「厚生労働省が定める室内濃度に関する指針値」によるVOC等測定（対象物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）を行い、指針値以下であることを確認する。また、測定により指針値を超えた場合、賃借者との協議により必要な措置（強制換気等による対象物質の放散法、VOC等の吸収・分解法他、工期の延期及び再検査等）を全て賃貸者の負担にて講ずるものとする。
測定室：仕上げが異なる部屋につき1教室
4. 発生材の処理等
廃棄物処理法、建設リサイクル法により適正に処理し、マニフェスト（写）を提出すること。

5. 災害防止その他

隣接建物、道路等に対して、危険及び損害を生じないように処置し、損害を与えた場合には、ただちに復旧すること。また、その場合の補修または補償は、全て賃貸者の負担で行う。

6. その他

- (1) 契約後に実施工程表を作成し、賃借者に提出し承諾を得ること。
- (2) 転倒及び落下防止、衝突防止、足がかり及び指詰防止、面取り等に配慮し、安全性の高い施設になるよう努めること。
- (3) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
- (4) 工事区域外に土砂等を散乱することが無いように注意すること。また、道路を汚した場合は速やかに清掃すること。
- (5) 大型車両出入りの際には交通誘導員を配置し、安全に配慮すること。
- (6) 工事期間中の大雨、台風等の天災及び工事災害等については、臨機応変に対応し賃借者及び関係諸方に速やかに連絡すること。
- (7) 賃貸借品において、中古品（リース品、リユース品）の使用は認めるが、著しい中古材・古材・破損品等は使用しないこと。
また、賃貸借期間中に明らかな経年劣化等による不具合が確認された場合は賃貸者の負担により速やかに取替えを行うこと。
- (8) 仮設建築物等の設置の着手に先立ち、第三者の安全が確保されるように仮囲い（H1,800 以上）にて区画し、現場事務所、作業員休憩所、仮設トイレを設置し、搬入路等を記した仮設計画図を作成し、賃借者の承諾を得ること。
- (9) 熱中症等の労働災害防止のため、日陰になる作業員の休憩スペースの確保や給水施設、塩タブレット等の設置を行うこと。
- (10) 仮設建築物等の撤去後には全て、仮設建築物等の設置前の状況に復旧すること。
- (11) 工事においてグラウンドを傷めた場合は、引渡し前に整地等を行いグラウンドとして使用出来る状態にすること。又、必要に応じて敷鉄板等の養生を行なうこと。
- (12) 現場代理人は賃貸者の会社に所属する社員とし、建設業法上適正な技術者の配置をすること。
- (13) 工事中の安全確保の為に学校側と緊密な協議をし、学校運営に支障のないようにすること。
- (14) 建物基礎の施工に当り、既存埋設配管（上水、井水、排水、ガス、消火等）に配慮し、配管を損傷しないように施工すること。
必要に応じて、試験掘削等を行い、万が一配管類を損傷させた場合は、賃借者及び施設関係者に速やかに報告するとともに、賃貸者の責において速やかに復旧すること。
- (15) 本仮設建物の部材については品質管理徹底のため、ISO9001 認証取得の工場で作作り、自社で加工・整備した部材を使用する。又、工場のグレードは R グレード以上とする。
- (16) 仮設建物賃貸借契約において、1 棟あたりの床面積が 2,000 m²以上かつ 2 階建て以上の仮設建物を設置した実績を有する者であること。

2 建築仕様

1. 地盤条件

設置場所の地耐力地盤の長期許容応力度は 50KN/m²を想定する。（ただし、構造計算により算定した地耐力を採用するとしてもよい。）当該敷地におけるボーリング調査結果より、地盤補強を想定すること。地盤補強工法は、敷地現状復旧を想定した工法を選定すること。基礎はRC造布基礎とする。

2. 敷地の衛生及び安全

仮設建物の規模にあった雨水排水計画を行い、近接するU型側溝等にVP管を設置し、外部放出することとし、屋根上の雨水処理を行うこと。

3. 外部仕上（屋根／樋／外壁／外部建具）

（1）屋根

（ア）ガルバリウム鋼板（折板葺き）二重折版

（イ）入口へ庇を設け、樋を設置すること。

（2）外壁

（ア）両面カラー鉄板（内部ウレタン材充填 t=40 mm 同等以上）パネル程度とする。

風によるがたつきをなくす為のパッキンなどの配慮をすること。

延焼のおそれのある部分において、措置が必要な場合、外壁は防火構造、開口部は防火設備とすること

（3）外部建具

（ア）【出入口】アルミサッシ（ガラス：強化ガラス t=4 腰部：アルミ樹脂複合板）

【窓】アルミサッシ（ペアガラス：強化ガラス t=4+中空層 8mm+強化ガラス t=4）

2階外周部の落下の恐れのある窓には、外部に落下防止手摺（C-75）を設置すること

（イ）障子の落下防止措置を施すこと。

（4）樋

（ア）軒樋 塩ビ角型 120程度

縦樋 塩ビ 60Φ程度

（5）土台水切り

（ア）カラー鉄板 t=0.35 同等品以上

4. 内部仕上げ

（1）室内仕上げ シックハウス症候群を考慮、内装材合板は F☆☆☆☆ を使用すること。

（ア）天井 カラー鉄板サンドイッチパネル又は、化粧石膏ボード t=9.5

（イ）内壁 外壁パネル表し

（ウ）間仕切 外壁パネル表し、又は化粧石膏ボード t=12.5 仕上げ

（エ）床下 防湿シート張り

- 床 1 階床：木製床パネル（合板 $t=12$ ）合板 $t=4$ + 長尺塩ビシート $t=2$
 + 床裏ポリエチレンフォーム $t=25$
 2 階床：デッキプレート $t=50$ + 強化石膏ボード $t=12.5$ 1 枚 + スタイロ $t=25$ + ラ
 ワンベニア $t=12$ + $t=4$ + 長尺塩ビシート $t=2$

- （オ）スロープを設け、車いすでの通行ができるようにすること。
（カ）各部屋の出入り口は施錠ができるようにすること。
（キ）階段には手すりを設けること。
（ク）ボルト等の突起物において、児童・生徒のケガ防止のため、保護的措置を行うこと。
（ケ）各部屋の窓にはカーテンの設置を行うこと。
 （カーテンレール W とし、カーテン、カーテンレースを設ける）

（2）各部仕様

- （ア）引違戸、ランマ
 ・ アルミニウム製引戸（メーカー仕様による）
 ・ 共通事項：開口制限ストッパー、指詰め防止設備
（イ）トイレブース
 カラー合板、見込 40、アルミ笠木、SUS 巾木又は SUS 脚金物、戸当り、非常開錠装置
（ウ）点検口
 天井点検口 450 角以上、床下点検口 600 角以上（必要に応じ）
（エ）転落防止対策
 ・ 2 階床面からサッシ下端又は立上り壁上端までの高さが 1,100 未満の場合には手摺を設置すること。
（オ）天井高さ
 ・ 天井高：各階 2,700 mm 以上とする。

5. 渡り廊下

法令を遵守した外壁及び窓を設置すること。

6. 外構

入口部分についてはポーチ、スロープを設置すること。

緊急車両乗り入れのため、生徒玄関付近までアスファルト舗装を施工すること。

7. 避難設備

消防法令に基づき、適切な箇所数設置する。

8. 内装制限

消防法令に基づき、火気使用室など内装制限に配慮すること。また、カーテン等は防災商品を使用のこと。

3 電気設備仕様

1. 高圧電気設備

- (1) 既存キュービクル横に饋電盤を設け受電点を饋電盤に変更し既設キュービクルおよび仮設校舎用新設設置キュービクルへ送電する。

2. 幹線設備

(1) 電灯幹線（単相）

- ・新設キュービクルより、各電灯分電盤に電源供給を行う。
低圧盤ブレーカーは改造（取替）または増設とする。
- ・電気設備各室標準仕様より容量を算定し、幹線を選定すること。

(2) 電灯分岐

- ・分電盤より各負荷に至る配管、配線及び機器の取付けを行う。

(3) 動力幹線（三相）

- ・新設キュービクルより、動力分電盤に電源供給を行う。
低圧盤ブレーカーは改造（取替）または増設とする。
- ・電気設備各室標準仕様より容量を算定し、幹線を選定すること。

(4) 動力分岐

- ・動力盤より各負荷に至る配管、配線を行う。

3. 照明設備

- (1) 各室の照明器具の取付け、配管及び配線を行う。

- (2) 分電盤より各コンセントに至る配管及び配線を行う。

- (3) 照度は、学校環境衛生基準に定められている照度を確保すること。

- (4) 電気設備各室標準仕様以外の使用場所の照度は次による。

- ・廊下、階段室：150(lx)程度
- ・居室・教室：500(lx)程度
- ・普通教室以外の諸室については各室の用途に応じて必要照度を別途検討し、発注者と協議の上決定すること

- (5) 各校生徒玄関の外側には照明器具を設置する。

4. 拡声設備

- (1) 各室、廊下にスピーカー等の取り付け、配管及び配線を行う。

- (2) 学校用チャイムの定時放送、マイクによる校内放送ができるようにする。

5. LAN設備

- (1) LANサーバーは仮設校舎へ移設の上、既設校舎への取り合い配線を行うものとする。LAN配線はCat-6Aにて実線配線とし、指定各所に壁LANコンセントを設置とする。

6. テレビ共同受信設備

(1) UHF アンテナによる受信とする。

		電話	TV	放送	インターホン	コンセント	LAN	備考(移設品)
職員玄関	1	○	×	○	○	○		
美術準備室	1	○	×	×	×	○		電話主装置 (別途)
学務員室	1	○	×	○	×	○		
視聴覚室兼音楽室	1	×	×	○	×	○	○	
情報準備室	1	○	×	○	×	○	○	19 インチラック
調理実習室	1	×	×	○	×	○	○	
会議室	1	○	×	○	×	○	○	
生徒玄関	1	×	×	○	×	○		
事務室	1	○	○	○	○	○	○	放送 RM 親時計 防犯カメラ
パソコン室	1	○	×	○	×	○	○	
図書室	1	○	×	○	×	○	○	
普通教室	8	×	×	○	×	○		
保健室	1	○	×	○	×	○	○	
校長室	1	○	○	○	×	○	○	
職員室	1	○	○	○	×	○	○	副受信機
特別教室 (化学実験室)	1	×	×	○	×	○	○	
印刷室	1	○	×	×	×	○	○	

放送室	1	×	×	○	×	○		放送アンプ
美術室	1	×	×	○	×	○	○	
カウンセラー室	1	○	×	○	×	○	○	
進路指導室	1	○	×	○	×	○	○	
職員ロッカー	1	×	×	○	×	○		
調理準備室	1	×	×	×	×	○	○	
倉庫（2F）	1	×	×	×	×	○		

7. インターホン設備・電話設備

- (1) 教職員玄関に玄関子機（カメラ付）を設置、職員室に親機（モニター付）を設置とする。
- (2) 電子錠を職員玄関に設置予定。
設置方法等は賃借者との協議による。
- (3) 電話設備は既設校舎からの配管工事のみとし、配線・機器取付工事は別途工事とする。

8. 時計設備

- (1) 各教室に電池式電波時計を設置する。

9. 火災報知設備

- (1) 消防法に基づき、事務室に受信機を設置し事務室に副受信機を設置する。感知器及び機器を取付け、配管及び配線を行う。
- (2) 消防設備等に関わる、着工届出・設置届出・検査対応は本工事とする。

10. 警報設備

- (1) 職員室に警報盤・警報遠方操作盤を移設し、切回し配管及び配線を行う。
移設後の試験調整費は別途工事とする。

11. 誘導灯、誘導標識設備

- (1) 法令上必要な設備を取り付ける

12. 電気設備各室標準仕様

(参考仕様)

学務員室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度 (机上)	×1 室
	コンセント	壁	4	換気扇用含む		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		
	電話端子	壁	1			
事務室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)	
	コンセント	壁	4	換気扇用含む		
		床	6			
	インターホン	壁	1	親機（1 階用、モニター付）		
	電話端子	壁	1	FAX		
		床	2			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	テレビ端子	壁	1	端末		
	L A N端子	壁	1	空配管のみ		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		
美術室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)	
	コンセント	壁	9	換気扇用含む		
		天井	4			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		
	L A N端子	壁	1			
保健室	照明器具	天井	4	LED40 型	照度 500(lx)程度	
	コンセント	壁	7	換気扇用含む		
	電話端子	壁	1			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	L A N端子	壁	1			
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		
1 階女子 トイレ	照明器具	天井	2	LED40 型	照度 100(lx)程度	
	コンセント	壁	5	ウォシュレット、暖房便座（換気扇用含む）		

1階男子 トイレ	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 100(lx)程度
	コンセント	壁	4	ウォシュレット、暖房便座（換気扇用含む）	
多目的 トイレ	照明器具	天井	1	LED40 型	照度 100(lx)程度
	コンセント	壁	1	ウォシュレット、暖房便座	
美術準備室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 400(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	4	換気扇用含む	
		天井	2		
	電話端子	壁	1		
視聴覚室兼音楽室	照明器具	天井	15	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
		黒板	2	LED	
	コンセント	壁	6	換気扇用含む	
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	L A N端子	壁	1		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
校長室	照明器具	天井	15	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	6	換気扇用含む	
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	L A N端子	壁	2	空配管のみ	
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
	電話端子	壁	1		
職員 ロッカー	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 400(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	3		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
職員玄関	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	4	換気扇用含む	
	電話端子	壁	1		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
	インターホン	壁	1	玄関子機（カメラ付き）	
図書室	照明器具	天井	22	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	6	換気扇用含む	
	電話端子	床	1		
	スピーカー	壁	2	アッテネーター含む	

	L A N端子	壁	1			
	時計	壁	2	310φ 電池式時計		
1階職員女子 トイレ	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 100(lx)程度	
	コンセント	壁	3	ウォッシュレット・暖房便座（換気扇用含む）		
1階職員男子 トイレ	照明器具	天井	5	LED40 型	照度 100(lx)程度	
	コンセント	壁	2	ウォッシュレット・暖房便座（換気扇用含む）		
1階廊下	照明器具	天井	24	LED40 型	照度 150(lx)程度	
	コンセント	壁	4			
生徒玄関	照明器具	天井	14	LED40 型	照度 150(lx)程度	
	コンセント	壁	4			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
普通教室	照明器具	天井	9	LED40 型	照度 500(lx)程度 (机上)	×8 室
		黒板	2	LED		
	コンセント	壁	4	換気扇用含む		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		
カウンセラー室	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 500(lx)程度	×1 室
	コンセント	壁	2	換気扇用含む		
	L A N端子	壁	1			
	電話端子	壁	1			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
進路指導室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)	
	コンセント	壁	5	換気扇用含む		
	電話端子	壁	1			
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む		
	L A N端子	壁	1			
	時計	壁	1	310φ 電池式時計		

トイレ(男) 2階職員	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 100(lx)程度
	コンセント	壁	2	ウォッシュレット・暖房便座、換気扇用含む	
トイレ(女) 2階職員	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 100(lx)程度
	コンセント	壁	3	ウォッシュレット・暖房便座、換気扇用含む	
職員室	照明器具	天井	15	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	9	換気扇用含む	
	インターホン	壁	1	親機 (2 階用、モニター付)	
	電話端子	床	7		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	テレビ端子	壁	1		
	LAN 端子	床	8		
		壁	2		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
印刷室	照明器具	天井	2	LED40 型	照度 400(lx)程度
	コンセント	壁	2		
	電話端子	壁	1	FAX	
	LAN 端子	壁	1		
放送室	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 500(lx)程度
	コンセント	壁	3	換気扇用含む	
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
パソコン室	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	6	換気扇用含む	
	電話端子	床	1		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	LAN 端子	壁	1		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
準備室 情報	照明器具	天井	6	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
	コンセント	壁	5	換気扇用含む	

	電話端子	床	1		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	L A N端子	壁	1		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
特別教室 (化学実験室)	照明器具	天井	15	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
		黒板	2	LED	
	コンセント	壁	10	換気扇用含む	
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	L A N端子	壁	1		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
会議室	照明器具	天井	9	LED40 型	照度 500(lx)程度
	コンセント	壁	7	換気扇用含む	
	電話端子	壁	1		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
	L A N端子	壁	1		
調理実習室	照明器具	天井	12	LED40 型	照度 500(lx)程度(机上)
		黒板	2	LED	
	コンセント	壁	7	換気扇用含む	
		作業台	7		
	スピーカー	壁	1	アッテネーター含む	
	L A N端子	壁	1		
	時計	壁	1	310φ 電池式時計	
調理準備室	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 300(lx)程度
	コンセント	壁	2		
	電話端子	壁	1		
2階廊下	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 200(lx)程度
	コンセント	壁	1		
2階女子 トイレ	照明器具	天井	3	LED40 型	照度 150(lx)程度
	コンセント	壁	6	ウォッシュレット・暖房便座、換気扇用含む	
2階男子 トイレ	照明器具	天井	5	LED40 型	照度 150(lx)程度
	コンセント	壁	1	ウォッシュレット・暖房便座、換気扇用含む	

2階多目的 トイレ	照明器具	天井	2	LED40 型	照度 150(lx)程度
		階段	2	LED40 型	
	コンセント	壁	2		

4 機械設備仕様

1. 給排水衛生設備

- (1) 水道・下水道事業者の基準に基づき施工するものとし、給水及び排水管は第 1 体育館と第 2 体育館間にあるの既存管（既設給水引込・量水器及び既設公共桝）を利用するものとする。
- (2) 仮設校舎への給水は既設給水配管からの分岐とし、受水槽を設け仮設校舎へ供給とする。また排水管は汚水中継槽を設け圧送にて既設排水桝へ接続すること。
- (3) 給水及び排水管は結露対策を施すこと。
- (4) 給水管は凍結対策として保温を施し、冬季期間中も使用できるようにすること。
また、長期休み中は容易に完全水抜きができるようにすること。
- (5) 教員用及び生徒用トイレの大便器の仕様はウォシュレットとする。
- (6) トイレ内及び廊下手洗いの水栓は自動水栓とすること。
- (7) 職員室、事務室、保健室、校長室、調理実習室には給湯設備を設けること。

2. 消防設備

- (1) 消防法等に適合した屋内消火設備を必要箇所設置すること。
- (2) 消火器を必要箇所設置すること。
- (3) 避難器具を必要数設置すること。

3. 換気設備

- (1) 各部屋に必要相当の換気設備を設置すること。
- (2) 居室は各種法的基準を満たすよう適切な計算を行い、24H 換気対応とすること。
- (3) 換気扇にはカバーを取り付けること。

4. 空調設備

- (1) エアコンはリース品とし、各居室へ設置すること。（容量は下記を参照）
冷房能力は床面積 1 m²あたり冷房能力 250W以上（暖房能力 300W以上）を確保すること。
複数台設置の場合は定格能力の合計値とする。

5. ガス設備

- (1) 調理室他はガス配管を整備すること。

6. 備品設備

(1) 各教室の備品は下記のとおりとする。

教室名	部屋数	1 教室あたりの備品
生徒玄関	1	更衣ロッカー 3 段 9 人用 × 2 6 台、来客用下足箱 × 1
職員玄関	1	
職員ロッカー	1	更衣ロッカー 2 段 3 人用 × 1 8 台
保健室	1	仕切りカーテン及びレール (3 スペース分)、 薬品庫 (引違い書庫) 900×450×700、 薬品庫 (引違い書庫) 900×450×1100、清掃ロッカー、 両開き書庫 880×380×1,790×2 台、月例白板 1,800×900、 無地白板 1,200×H900、アングル棚 900×1,800×2 台、1 槽シンク W1000、足 洗シンク W1200、製氷機 W500
校長室	1	月例白板 1,800×870、 カウンター保管庫 (スチール) 1,760×400×880×4 台、 カウンター保管庫 (ガラス戸) 1,760×400×880、化粧洗面台 W920
事務室	1	月例白板 1,800×900、両開き書庫 880×380×1,790×2 台、 ミニキッチン W1,500、 カウンター保管庫 (スチール) 1,760×400×880×5 台、 カウンター保管庫 (ガラス戸) 1,760×400×880、 アングル棚 900×450×1,800×3 台
職員トイレ (男)	2	清掃ロッカー
職員トイレ (女)	2	清掃ロッカー
生徒トイレ (女)	2	清掃ロッカー
生徒トイレ (男)	2	清掃ロッカー
視聴覚室兼 音楽室	1	平面黒板 3,600×1,200、掲示板 1,800×1,200×2 枚、清掃ロッカー
美術室	1	曲面黒板 3,600×1,200、掲示板 1,360×1,200×4 枚、清掃ロッカー、 2 槽シンク W1,200 (2 水栓) × 2 台
図書室	1	アングル棚 (書架) 900×300×2,100×25 台、清掃ロッカー、スタッキング テーブル 1,800×600×700×4 台
普通教室	8	曲面黒板 3,600×1,200、平面黒板 3,600×1,200、無地白板 1,350×1,030×2 枚、清掃ロッカー
廊下	2	2 槽シンク W1,200、無地白板 1,800×900×3 枚
階段	1	掲示板 1,800×900×3 枚

学務員室	1	両開き書庫 880×380×1,790×3 台、カウンター棚 1,760×400×880、シンク W1,200
準備室 (倉庫)	1	アングル棚 1,800×450×1800×4 台、清掃ロッカー×2 台
進路指導室	1	無地白板 1,800×900、月例白板 1,800×900、書類棚 (ガラス戸) 1,800×900×400×3 台、書類棚 1,800×900×400×3 台、ミニキッチン W1,500
カウンセラー 室	1	カラフルパーテーション 900×2100×1 カ所、 ミニキッチン W1,500
放送室	1	
職員室	1	無地白板 1,800×900×3 か所、無地白板 1,200×900、月例白板 1,800×900、 ルーミーケース 595×400×880×2 か所、ルーミーケース 899×450×1,050×2 か所、ロッカー9人用 900×400×880、引違書庫 899×480×1,110×18 台、 両開書庫 880×380×1,790×3 台、清掃ロッカー、ミニキッチン W1,500
印刷室	1	両開き書庫 900×400×1,800×3 台
会議室	1	曲面黑板 3,600×1,200
情報準備室	1	カウンター保管テーブル 1,760×400×880×3 台
パソコン室	1	無地白板 1,800×900×2 枚、掲示板 3,600×1200
調理実習室	1	無地白板 1800×900×2 枚、カウンター保管庫 (ガラス戸) 1,760×400×880 ×4 台、カウンター保管庫 (スチール戸) 1760×400×880×3 台、 会議テーブル 1,800×600×700×8 台
準備室	1	アングル棚 1800×450×1800×4 台
特別教室 (化学実験室)	1	曲面黑板 3,600×1200、カウンター保管庫 (ガラス戸) 1,760×400×880×2 台、カウンター保管庫 (スチール戸) 1,760×400×880×4 台、清掃ロッカー

※その他備品については、学校と都度協議を行い設置を行うものとする。

5 仮設建築物等の設置の完了

1. 仮設建物等設置完了

賃貸者は、契約の仮設建築物等の設置が完了した場合は、賃借者が承諾した仕様書のとおり仮設建築物等が設置されたことを確認するために必要な書類及び使用開始に必要な法定手続き及び検査が済んでいることを確認し、賃借者より検査を受けること。

2. 取扱説明

賃貸者は、引渡し時に、施設管理者等に対して機器類等の取扱説明を行うこと。

6 仮設建築物等の解体撤去の完了

1. 仮設建物等解体撤去完了

賃貸者は、契約の仮設建築物等の解体撤去が完了した時に、賃借者へ遅滞なくその旨を報告し、検査を受けること。

2. 解体撤去範囲

本契約で設置したものは全て撤去し、現況に復旧すること。